

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年3月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500514 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500070 号

第 1 結論

昭和 48 年 1 月から昭和 51 年 4 月までの請求期間及び昭和 52 年 4 月から昭和 55 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から昭和 51 年 4 月まで
② 昭和 52 年 4 月から昭和 55 年 6 月まで

私は、国民年金の加入手続の時期や方法についてはよく覚えていないが、A 社会保険事務所（当時）から国民年金保険料 25 万円ないし 26 万円を納付するようにと何度か催促の電話があり、「そんなに払えない。」と言ったところ、安くしてもらい、はっきりした年月までは覚えていないが、B 社に在職していた期間のうちの昭和 55 年 6 月頃から昭和 60 年 12 月頃までの間に、A 社会保険事務所において、請求期間①及び②の国民年金保険料として 15 万 5,000 円ないし 15 万 6,000 円ぐらいを現金で一括納付した。

しかし、国民年金の記録では請求期間①及び②の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、B 社に在職していた期間のうちの昭和 55 年 6 月頃から昭和 60 年 12 月頃までの間に、A 社会保険事務所において、請求期間①及び②の国民年金保険料として 15 万 5,000 円ないし 15 万 6,000 円ぐらいを現金で一括納付したと主張している。

しかしながら、i) 請求者は、国民年金の加入手続の時期及び方法についてはよく覚えていないと陳述していること、ii) 請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付については、B 社に在職していた期間のうちの昭和 55 年 6 月頃から昭和 60 年 12 月頃までの間に納付したが、はっきりした年月までは覚えてないと陳述していることから、請求期間①及び②について、請求者の国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、昭和 61 年 3 月ないし同年 4 月頃と推認さ

れる上、推認される請求者の加入手続時点において、請求期間①及び②については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

加えて、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500508 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500179 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 54 年 12 月 29 日から昭和 55 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社において昭和 54 年 12 月 29 日に資格喪失となっているが、私は、同社に同年 12 月 31 日まで在籍し、同日付けで退職したので、資格喪失日は昭和 55 年 1 月 1 日となるはずである。

調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、昭和 54 年 12 月 31 日まで在籍し、同日付けで退職したと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者の離職日は、昭和 54 年 12 月 28 日となつており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、複数の同僚に照会したものの、請求者の退職日について確認できる具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、B社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、請求者の人事記録、給与関係書類等を確認することができない上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。